

ばいじんの件について

公害防止基準のばいじんにおける自主基準値を 0.005 g/m³N にしている事例について表 1 に示す。なお、記載している事例は既に竣工している事例である。

表 1 ばいじん自主基準値 0.005 g/m³N の他事例

都道府県	自治体名	処理方式	施設規模 (t/日)	ばいじん (g/m ³ N)	塩化水素 (ppm)	硫黄 酸化物 (ppm)	窒素 酸化物 (ppm)	ダイオ キシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	水銀 (μg/m ³ N)	竣工年月
東京都	西秋川衛生 組合	流動床式ガス化溶融	117	0.005	10	5	40	0.01	-	平成26年3月
神奈川県	高座清掃施設組合	ストーカ式焼却	245	0.005	10	10	50	0.05	-	平成31年3月
広島県	廿日市市	流動床式焼却	150	0.005	10	10	20	0.01	50	平成31年3月
神奈川県	横須賀市	ストーカ式焼却	360	0.005	10	8	20	0.005	-	令和2年2月
東京都	浅川清流環境組合	ストーカ式焼却	228	0.005	10	10	20	0.01	50	令和2年3月
東京都	町田市	ストーカ式焼却	258	0.005	10	10	30	0.01	30	令和3年12月

※各自治体 HP より引用

また、広域ごみ処理施設において、ばいじんの自主基準値を 0.006 g/m³N にする場合と 0.01 g/m³N にする場合のコスト（設計・建設費及び運営費）差額について、メーカー 4 社に対しヒアリングを行い、4 社すべてから、どちらの場合もコストは変わらないとの回答があった。